

七月王政期におけるカトリックの 宗教的記念物の管理

——用途と信心の観点からの考察——

中山 俊

はじめに

本稿は、七月王政期のカトリックによる宗教的記念物の管理について、用途と信心の観点から検討するものである。宗教的記念物（monument religieux）とは、主に、芸術的価値や歴史的価値を有する過去の遺物、すなわち歴史的記念物（monument historique）あるいは記念物（monument）の多くを占める宗教建築を意味する¹⁾。この具体例としては、教会堂（小教区聖堂や修道院付属聖堂）や大聖堂（司教座聖堂）等がある。基本的に宗教建築は典礼が行われる礼拝の場として建造された施設を指すが、フランス革命期に教会財産が国有化された後、宗教的用途を喪失し状態が悪化した建築が数多く存在した。

ヴィクトル・ユゴーは、1823年に「黒い徒党」を、1825年に「破壊者たちとの戦い」を発表し、これらの宗教建築を含む歴史的記念物にヴァンダリスムが横行する状況を非難した。ユゴーの問題意識を共有した七月王政の内務省は、国内の歴史的記念物についての情報を収集する歴史的記念物全国視察官（l'inspecteur général des monuments historiques）職を1830年に設置し、1837年には歴史的記念物委員会（la Commission des monuments historiques）を創設した。歴史的記念物の中央集権的な管理体制、すなわち「歴史的記念物行政（le service / l'administration des monuments historiques）」の中核たるこの委員会は、特定の記念物を指定したうえで保存や修復などの方針を決定し、工事の費用を補助した。指定された記念物の構造や外観に改変を加える工事は、内務大臣の許可なく行ってはならなくなった。

歴史的記念物委員会にとっての主な保護対象は、中世の歴史的記念物であった。この方針は、過小評価されていた中世の芸術や歴史に関心を向けるようになるロマン主義者の嗜好と軌を一にする。例えば、ユゴーは1831年に『ノートル＝ダム・ド・パリ』を、1832年にまた「破壊者たちとの戦い」を出版し、中世の建築が十分に保護されず荒廃する状況を再度批判した。

ところで、歴史的記念物委員会は、用途ではなく基本的に芸術的・歴史的価値に基づいて、記念物の指定の可否を判断していたと考えられる。フランソワーズ・ベルセは、革命期に「記念物の使用価値 (valeur d'usage) が、記念物の保存を正当化し得る教育的価値 (valeur éducative) に変えられた」と述べているが、歴史的記念物委員会は「記念物の概念を基礎付ける」²⁾ この価値変化の考えを共有していた。ここでの「教育的価値」とは、記念物が有する国民の芸術・歴史に関する資料としての価値を指す。記念物の保存は、現在及び未来のフランス国民に祖国の歴史や芸術、それらの偉大さを知らしめ、国民としての自覚と誇りをもたせるためになされるべきであった。過去の遺物の建築は、国民教育の一手段という新たな役割を与えられつつ、歴史的記念物として再定義されたのである³⁾。

注意すべきは、宗教的記念物の管理に関わるアクターが歴史的記念物委員会にとどまらなかった点である。中央政府には、公共事業省ないし内務省に置かれていた市民建造物審議会 (le Conseil des bâtiments civils)⁴⁾、主に司法・宗務省が管轄した宗務行政 (le service / l'administration des cultes)⁵⁾、公教育省の芸術・記念物歴史委員会 (le Comité historique des arts et monuments) があった。地方のアクターとしては、県知事、県会、市町村長、市町村会のほか、大司教、司教、司祭といった聖職者や、聖職者と一般信徒で構成され宗教施設の管理を担当した教会財産管理委員会等が挙げられる。これらのアクターは歴史的記念物委員会と対立するが多かった。特に宗教的記念物の管理に関して同委員会の批判対象となったのは、より多くの信者を入堂させるために元々の構造や内装を破壊したり増築したりするなど、芸術的・歴史的価値よりも用途あるいは利便性を重要視した聖職者や、その意向を承認した市民建造物審議会と宗務行政である⁶⁾。しかし、宗教的記念物の保護に関心をもっていた聖職者がいなかったわけではない⁷⁾。そのよ

うな聖職者は歴史的記念物行政と同じ理由や目的でそれに参画したのであるか。

本稿はまた、研究があまりなされていない芸術・記念物歴史委員会にも注目したい。この組織が少なくない数の聖職者の入会を認め、歴史的記念物の保護に大きな関心を寄せていたからである。もっとも、同委員会は歴史的記念物の修復工事の諾否やその方針を決定する権限をもたなかった。ヴァンダリズムを阻止するために保存・修復に関する知識の普及に努めるなど、歴史的記念物の管理を支援したが、全国の歴史的記念物に関する情報の収集、記念物の個別研究（モノグラフィ）や後述する「指南書」の出版、記念物の目録の作成を主な業務とした。芸術・記念物歴史委員会は、歴史的記念物委員会の業務を補完する機関であったと言える。ただし、「記念物を監視する役割」は次第に弱まっていき⁸⁾、個別研究の出版や記念物の目録については十分な成果が上がりなかったと先行研究では指摘されている⁹⁾。他方、芸術・記念物歴史委員会には、1830年から1834年まで歴史的記念物全国視察官を務めたりユドヴィク・ヴィテヤ、同職を引き継いだプロスペル・メリメのような歴史的記念物委員会の中心人物が含まれ、またメリメが1838年に市民建造物審議会に加入したため、同委員会は「様々な機関の間の融和」に寄与したという見解もある¹⁰⁾。以上のように様々な評価が下されているが、いずれも簡潔なものにとどまっており、特に委員の構成や活動内容、とりわけこの委員会に協力した聖職者の言動については、さらなる考察の余地が残されている。

俗人の中にも、シャルル＝フォルブ・ド・モンタランベールのように、カトリックの立場から宗教的記念物の保護を訴える人物が存在した。このことは、歴史的記念物の管理に関する数多くの研究において指摘されている¹¹⁾。モンタランベールは、貴族院議員（1835～1848）、国民議会議員（1848～1851）、立法院議員（1852～1857）を歴任し、公教育におけるカトリックの復権を推進した「ファルー法」の制定（1850）に寄与するなど「教育の自由」の実現に尽力したために、近代フランスの政治史や教育史においてよく言及される人物である。モンタランベールは、このような活動に加え、芸術・記念物歴史委員会に所属しつつ、宗教的記念物、特に中世の記念物の保護を求める言動を展開した。後に詳しく述べるように、例えば彼は、ユゴアの「破壊者たちとの戦い」に対する

返答として1833年に発表した「フランスのヴァンダリスムについて：ヴィクトル・ユゴー氏への手紙」で、様々な事例を紹介しつつ「破壊者のヴァンダリスム」と「修復者のヴァンダリスム」を強く非難した。また、彼は美術批評家としての側面も有し、アレクシス＝フランソワ・リオとともに「キリスト教芸術 (l'art chrétien)」の概念の創出に貢献した¹²⁾。アドルフ＝ナポレオン・ディドロンの連携についても知られている¹³⁾。ディドロンは芸術・記念物歴史委員会の書記官で、『考古学年報 (*Annales archéologiques*)』を発刊して歴史的記念物の保護を訴えると同時に、「キリスト教図像学」の発展に寄与した人物であった。このように、すでにモンタランベールについてはいくつもの論考が上梓されているが、彼の拠り所とする「カトリックの立場」は、歴史的記念物の管理に関する先行研究においてはまだ十分に解明されていない状況である。本稿ではそれを詳らかにするとともに、宗教的記念物の管理に関する同時代の聖職者の見解も合わせて考察することによって、両者の関連性についても明らかにしたい。

なお、七月王政期には、前述の通り歴史的記念物行政が設置され、芸術的・歴史的価値を基準に歴史的記念物を指定する制度が確立していくが、宗教的記念物の管理に関する先行研究では、同時期に形成される「カトリック復興」の潮流にほとんど触れられていない。たしかに、歴史的記念物行政が世俗的な判断基準で宗教的記念物の保護を推進したという事実は疑えないが、その一方で、同行政の外部でその保護に注力したアクターも見逃せない存在である。カトリック復興を目指した、あるいは結果的にそれに貢献したアクターの言動も、歴史的記念物の管理の歴史を構成する重要な要素であり、これを把握せずして七月王政期の宗教的記念物の管理に関わる言説や施策の総体は解明され得ないであろう。本稿でモンタランベール、芸術・記念物歴史委員会、同委員会に協力した聖職者の言動に着目するのは、そのためでもある。

I. カトリック復興

本論に入る前に、1830年代以降の宗教をめぐる政治・社会状況を確認しておきたい。モンタランベールが言論活動を展開し始める1830年代から1870年代頃までは、「カトリック復興」の時代と称されることが

よくある。近代は一般に、政治や社会における宗教のプレゼンスや影響力が弱まっていく時代と考えられるが、19世紀フランスの場合、このような理解はいささか単純であろう。たしかに、フランス革命期における非キリスト教化運動によりカトリック教会の政治的・社会的影響力は弱まったが、それは一時的なものにとどまり、復古王政期には教会と公権力の関係は緊密になる。その後の七月革命期において両者の関係は冷却化するが、教会の社会的影響力が弱まったわけではなく、この時代に人々の信心が消失したわけでもなかった。信仰の実践が長期的に低下していく傾向は否めないが、その傾向にはかなりの地域差が存在した。また、中世以来の聖人ないし聖遺物への崇敬は民衆に浸透しており、特に聖母マリアへの崇敬は、1830年のパリを発端とする「聖母出現」と密接に結びついて各地で高まりを見せ、教会もそれを推進するようになる。

カトリック自由主義の運動もカトリック復興に貢献した。この運動を率いたフェリシテ・ド・ラムネは、1830年に新聞『未来 (*L'Avenir*)』を発刊し、「神と自由」をスローガンに掲げて、信仰とフランス革命後の近代社会との和解及びキリスト教世界の再興を目指した。しかし、最終的にこの新聞の主張は1832年にローマ教皇によって否認され、ラムネは教会を離れるものの、教会に残った彼の弟子であるモンタランベールは、以後もカトリック自由主義の代表的な政治家及び批評家として言論活動を展開する¹⁴⁾。

19世紀前半以降における人口増加も、無視できない重要な事実である。1821年から1846年にかけてフランスの人口は500万人程度増えて約3540万人になり、都市人口は31%増大した¹⁵⁾。19世紀にはプロテスタントが約2%、ユダヤ教徒が約0.2%の人口を占めるにとどまり、フランス人の大多数はカトリックを自認していた¹⁶⁾。教会は、信者の増加を受け、より多くの聖職者を必要とした。こうして1820年時点で3万5000人を数えた聖職者は、1870年に5万6000人となる¹⁷⁾。小教区もまた、1814年から1870年の間に2万8855から3万4050へと約5200増える。これに伴い、1837年から1878年の間に4000の支聖堂が用意され¹⁸⁾、また19世紀を通じて各県で数百の教会堂が建造された¹⁹⁾。

信者のために礼拝の場を確保することは、中央政府及び地方行政にとっても果たさなければならぬ政策課題の1つであった。1801年のコンコルダ締結等による「公認宗教体制」が維持されていた七月王政期

において、中央政府、県、市町村は国民の礼拝の自由と国民による宗教の自由な実践を保障するために、礼拝の場を用意し維持する責任を有したからである。

このように、教会は公権力の承認と協力のもと、19世紀を通じて聖職者の数を増やし、教区を再編・新設しつつ礼拝の場を確保しようとした。七月王政期はこのカトリック復興の動きが徐々に露わになり始める時代であった。

II. モンタランベールと宗教的記念物

1. 宗教的記念物についてのモンタランベールの基本的な見解

モンタランベールは、上述のようなカトリック復興の初め頃に言論活動を開始し、その潮流を支えた知識人の1人である。彼はその手段の1つとしてヴァンダリスムからの宗教的記念物の保護を訴えた。『未来』の1831年4月11日号と同月28日号に掲載された、この問題に関する最初の論考「ヴィクトル・ユゴの『ノートル＝ダム・ド・パリ』」は、ユゴの著名な小説の書評という体裁を取っているが、ここには宗教的記念物とその保存状況に関するモンタランベールの主張の根幹が鮮明に提示されている。

まず、モンタランベールにとって、宗教的記念物とは宗教的な意味で「神聖」であった。彼はこう述べている。「我々は、カトリックとして、我々の信仰に由来する神聖な建造物が破壊され廃墟と化している状況を毎日嘆き、これらの建造物を宗教的な熱情をもって愛している。また、父祖の祈りと歌に幾度となく感動してきた穹窿がなおも神への我々の願いと告白の受託者であるよう願っている²⁰⁾、と。モンタランベールによれば、宗教的記念物は当時のフランスにおいて特別な扱いをまったく受けていなかった。少し長いが、彼の見解のエッセンスがよく示されている部分を引用しよう。

ああ、我々のフランスには一方 [神] の威厳と他方 [詩人] の想像力に釣り合うものが何と少ないことか。革命によるヴァンダリスムと個人の卑しい利益のために我々から奪われた数多くの聖堂に代え

て、あちこちで白みがかった納屋 [のような物] が建てられている。そこでは、キリスト教芸術の伝統はすべて雑種の異教に都合のいいように丁寧に消し去られ、我々は舞踏会場や劇場として使われるような場所で神に祈りを捧げさせられているのである。(中略) せめて現代の嗜好がその醜悪な望みを新しい建造物だけに託すのであれば、そこに断じて足を踏み入れないことで心の平静を保てるであろう。しかしそうではない。それは至る所に入り込み、破壊活動に粘り強く専念し、教会財産管理委員会の委員の姿に、また、言わねばならないが、司祭の姿に身を変えている。そのような現代の嗜好はすべての教会堂に、また最もつましい聖堂や質素極まりない祭壇にまで塗装と大理石模様を連れてきているのである。²¹⁾

(強調と四角括弧内の補足は引用者)

モンタランベールの認識によれば、宗教的記念物は、フランス革命の動乱のさなかに破壊等の憂き目に遭った後も、17～18世紀の「異教」趣味とそれに基づく「現代の嗜好」によって、具体的には「塗装」と「大理石模様」によって汚され、美を失った。こうしてフランスの多くの聖堂は「キリスト教芸術の伝統」を奪われ、礼拝の場にそぐわなくなってしまった。このようなヴァンダリズムには、教会財産管理委員会やその委員である聖職者が加担していた。

以後、モンタランベールの考えは、最もよく知られている1833年の「フランスのヴァンダリズムについて：ヴィクトル・ユゴー氏への手紙」や、1837年から1847年までに発表された論考や貴族院での演説で、より詳しく述べられるようになる。以下では主に、宗教的記念物をヴァンダリズムから保護する理由、彼が嫌った「異教」趣味や「現代の嗜好」、彼にとっての宗教的記念物のしかるべき用途について詳しく論じたい。

2. 宗教的記念物をヴァンダリズムから保護する理由

1点目に関して、モンタランベールはカトリックならではの見解を表明している。

私は中世の建築に対し、古くからある根元的な情熱を抱いている。(中略) これは、何よりも宗教的な情熱である。この芸術は私に

とって何よりもまずカトリックのものであり、私自身が信徒たる教会を最も堂々と表現するものであり、父祖から遺贈された信心によって最も華々しく創り出されるものだからだ。(中略) 現代のヴァンダリズムは、私にとって蛮行かつ愚行であるだけでなく、洗聖 (*sacrilège*) である。²²⁾

このようにモンタランベールは、中世の建築を信心によって創り出された芸術作品と見なすが、「信心がなければほとんど芸術などない」^[23]とも述べている。それゆえ、その他の時代に建造された宗教的記念物に対するヴァンダリズムも「洗聖」と同一視され得たと考えられる。

モンタランベールはまた、「我々カトリックがこの乱暴な洗聖を嘆き憤激の声を上げる」のは、「貴方 [ユゴー—引用者注] がただ夢を見て感嘆する場所で、我々は崇拜し祈りを捧げる」^[24] からだと述べ、ユゴーに対比させる形で自身の立場を明示しようとしている。ここで、ユゴーの言を確認しておきたい。1832年に刊行された『ノートル＝ダム・ド・パリ』の決定版に付された覚書で、彼はこう書いている。「わが国の青年芸術家たちが、彼らの芸術の問題を将来どんな風に解決するにせよ (中略) 昔からある記念物を保存しよう。可能ならば、国民建築を愛する精神を国民に吹き込もう。はっきり申し上げるが、これこそこの本を書いた主な目的の1つであり、私の一生の主な目的の1つでもあるのだ」^[25]。「彼らの芸術の問題」とは、「わが国の青年芸術家たち」が受けていた当時の教育に関わる問題を指す。ユゴーは、中世の建築にほとんど関心を示さず古典主義を高く評価した美術アカデミー^[26]による、建造及び修復の技法の教育を批判していた。これに則った修復が記念物を台無しにすると考えた彼は、基本的に記念物を芸術作品と捉え、芸術的価値への関心に基づいて記念物が国民のものであることを国民に自覚させたうえで、それを保存せよと主張した。他方、モンタランベールはこのような意見に異を唱えたことはなかったが、ユゴーのように非宗教的な立場から宗教的記念物の保護の重要性を強調するのではなく、カトリックにとっての宗教的記念物の存在意義を解説することに注力したのである。

なお、モンタランベールは、宗教的記念物の研究がそれに関心のある人々や宗教に好ましい影響を与えるとも考え、1837年の論考でフラン

ソワ・ギゾーの以下の言を引用している。

宗教的記念物の研究によって、我々はキリスト教芸術への思いとその芸術への嗜好を取り戻した。この思いはすぐにキリスト教それ自体に役立つようになった。我々は、教会堂を理解し、賞賛することができるようになり、教会堂を建造した信心にとってほとんど正しく、ほとんど愛情深い存在となった。これこそ宗教への回帰である。少し軽々しくはあるが真摯な回帰であり、軽蔑してはならない。こうして今日キリスト教芸術は、かつて宗教から受け取っていたものを宗教に返すようになったのである。²⁷⁾

このようにモンタランベールは、信心がキリスト教芸術を創り出し、キリスト教芸術に関する研究が信心を喚起するという、信心とキリスト教芸術の互いに涵養し合う関係性をも指摘するのである。

3. 「異教」趣味と「現代の嗜好」

次に、モンタランベールが否定的に評価していた「異教」趣味と「現代の嗜好」を詳しく説明する。彼曰く、ヴァンダリズムには「破壊者のヴァンダリズム (*vandalisme destructeur*)」と「修復者のヴァンダリズム (*vandalisme restaurateur*)」の2種類があった(強調は原文)²⁸⁾。理由は様々だが何らかの意図をもって記念物に物理的な危害を加え、破損または崩落させる前者が糾弾されることは現代においても理解されやすいが、問題は後者である。それは「修復 (*restauration*)」によって引き起こされるヴァンダリズムを指すものの、フランス語の *restauration* は日本語の「修復」より広い意味を持つ。「修復」は「傷んだ箇所を元通りに戻す」行為を表すが、*restauration* は「修繕」にとどまらず、「再び良い状態にする」作業も含意する語である²⁹⁾。すなわち、この言葉は、破損してはなくても何らかの理由で不適切だと判断された箇所を善意で改善する行為をも意味し得る。モンタランベールが問題視したのはこの意味での「修復」であった³⁰⁾。彼によれば、「フランスにおいて、300年来、聖職者によって雇われ、援助され、少なくとも許容された建築家及び装飾家が犯した冒瀆 (*profanations*) から逃れた教会堂は(中略)ただの1つもな³¹⁾」く、聖職者、建築家、装飾家が関与した「冒瀆」、

つまり「修復者のヴァンダリズム」が宗教的記念物で横行していたのである。

彼が非難したこのヴァンダリズムの具体例を挙げよう。まず「すべての色を塗り替えたりすべてを白く塗り直したりする奇癖」^[32]がある。1831年の論考で非難されていた「塗装」のより批判的な表現である。モンタランベールは、宗教的記念物の暗く厳かな雰囲気、堂内に明るさをもたらす効果のある「淡黄色の塗料」^[33]等の石灰乳塗料 (badigeon) によって壊されたことを非難するのである。同様の理由で、「ステンドグラスが壊され透明ガラス (verres blancs) が代わりに用いられた」^[34]窓も嫌悪の対象であった。また、モンタランベールは「18世紀のロカイユあるいは17世紀の異教の古典主義」^[35]を忌み嫌った。前者は、18世紀に流行した、貝殻、小石等の装飾や渦巻き型の曲線に基づく装飾、後者は、「ルイ14世時代の異教的芸術」^[36]を指すように思われる。モンタランベールは両者を正確に区別して定義していないが、先に触れた「塗装」や「大理石模様」に加え、「金箔張り」等の「貧者を入堂させるには豪華すぎるように思われる」^[37]装飾を非難した。堂内に華美で繊細な装飾が施され、無色ガラスが嵌められ、白みがかった色調で明るく仕立て上げられた宗教的記念物を、「異教的芸術」あるいは「現代の嗜好」の産物として糾弾の対象に据えたのである。

ちなみに、モンタランベールはいくつかの比較的新しい教会堂も「品の悪い豪華さが支配する悪趣味な神殿」^[38]として非難している。その代表例は、パリのノートル＝ダム＝ド＝ロレット教会堂とマドレーヌ教会堂である。いずれも19世紀前半に完成した新古典主義建築であり、彼にとっては「異教的芸術」の作品であった。

以上のようなモンタランベールの嗜好は、ユゴーのそれとかなり相似していた。例を挙げると、ユゴーはこう嘆じている。「大玄関の円花窓と後陣の交差リブとのあいだで我々の祖先が感嘆して眺めいった「色鮮やかな」ステンドグラスを外して、冷やかな感じの透明ガラス (vitres blanches) を嵌めたのは、いったい誰なのだろう。また近頃の野蛮な大司教たちが大聖堂を見事に黄色く塗り上げてしまった (badigeonnage jaune) のを、16世紀の聖歌隊長助手が見たらなんと言うだろうか」^[39]。ユゴーはこのような内装を中世の宗教的記念物にあるまじきものとし、嫌悪感を露わにするのである。「流行」によって堂内に導入された「大

理石のリボン形飾り」、「卵形飾り」、「渦形飾り」⁴⁰⁾等に対する違和感や、修復を「ギリシア式か、ローマ式か、野蛮式の作業」⁴¹⁾と捉える感性もまた、モンタランベールから共感を得られたであろう。実際、モンタランベールも美術アカデミーの嗜好とそれに基づく修復を非難していた⁴²⁾。ただし、ユゴーはモンタランベールのようにこれらのヴァンドリスムを「洗聖」と見なさず、被害を受けた宗教的記念物が「キリスト教芸術の伝統」を奪われたとも考えなかった。モンタランベールはユゴーの見解を受け継ぎながらも、宗教的な観点からそれを解釈し直したのであった。

4. 宗教的記念物のしかるべき用途

礼拝の場ではなく別の用途に使われていたいくつかの宗教的記念物に関するコメントの中にも、ユゴーの言説にはない、モンタランベールに特徴的な見方がうかがえる。彼が最も非難した用途の1つは牢獄である。モン・サン＝ミシェル（マンシュ県）、フォントヴロー（メーヌ＝エ＝ロワール県）、サン＝トーギュスタン＝レ＝リモージュ（オート＝ヴィエヌ県）、クレルヴォー（オーブ県）などで牢獄として転用されていた修道院は、「その起源と神聖な用途」⁴³⁾が否定されていると嘆くのである。その他にもモンタランベールは、帝政期に破壊され残骸の中に家畜市場が開設されたアジャンのサン＝テティエンヌ大聖堂（ロ＝エ＝ガロンヌ県）⁴⁴⁾、列柱廊が豚小屋として利用されていたカドゥアン修道院（ドルドーニュ県）⁴⁵⁾、陸軍の厩舎が置かれたトゥールーズのジャコバン教会堂（オート＝ガロンヌ県）⁴⁶⁾の様子を批判的に報告している。このようにモンタランベールは、宗教的記念物を、状態の悪化が起こらなかつたとしても、罪人や動物を収容する場に転用すること自体にかなり否定的であった。そのような用途は宗教的記念物に不適切であり、その神聖性を汚すものと考えたのである。拙稿で指摘したように、歴史的記念物委員会は、芸術的・歴史的価値が損なわれるような状態に歴史的記念物が置かれていなければ、その用途の如何を問題視しなかつたが⁴⁷⁾、こういった姿勢がモンタランベールに共有されていなかつたことは明白であろう。

以上のように、モンタランベールは宗教的記念物を信心によって創り出された作品と定義し、そこに信心を起こす機能と礼拝の場として利用するにふさわしい神聖性という、いわば「宗教的価値」を見出していた。

このような見方は、芸術・記念物歴史委員会や同委員会に所属した聖職者にとって異質なものであったであろうか。

III. 芸術・記念物歴史委員会による宗教的記念物の保存

1. 委員の構成

芸術・記念物歴史委員会が実行した宗教的記念物の保護に供する施策や同委員会に所属する聖職者の言説について論じる前に、委員の構成を確認しつつその特徴を把握しておきたい。

この委員会は、パリ在住委員、パリ非在住委員、通信委員で構成される。1年の前半期に概ね2週間に1度パリで開催される審議に参加でき、議決権を有するのは、パリ在住委員とパリ非在住委員である。前者は、1837年の設立時に17名であったが⁴⁸⁾、1847年には34名に倍増している⁴⁹⁾。これらの中には、モンタランベール及びユゴーに加え、ヴィテヤメリメなどの歴史的記念物委員会の委員5名も含まれていた。また、1838年には司法・宗務省カトリック部局長ジャン＝フィリップ・シュミットも加わっている⁵⁰⁾。彼は同職を1840年に退任するが⁵¹⁾、宗務行政に精通する人物が委員に含まれていた点は、当時の歴史的記念物委員会には見られなかったため⁵²⁾、芸術・記念物歴史委員会の重要な特徴と言ってよいであろう。パリ非在住委員については1838年に13名を数え⁵³⁾、入れ替わりはあったものの1847年にも同数であったが、高位聖職者2名を含んでいた（1838年にベレー司教アレクサンドル・ドヴィ、1844年にボルドー大司教フェルディナン＝フランソワ＝オーギュスト・ドネが任命された⁵⁴⁾）。

カトリックの割合が最も大きかったのは国内の通信委員である。1838年には17名中5名であった聖職者（29.4%）⁵⁵⁾は、1840年に97名中25名（25.8%）⁵⁶⁾、1847年に211名中48名（22.7%）と、占める割合は減少するものの委員の数自体は増え続けていく（聖職者の多くは司祭であった）。歴史を研究対象とする地方の知識人協会の会員に占める聖職者の割合が10～22%であったことに鑑みると⁵⁷⁾、芸術・記念物歴史委員会は、国立の全国組織ではあるが、学術団体としてはかなりの数の聖職者が入会していた機関であったと言える。また同委員会には、1840

年以降、モー司教オーギュスト・アルー、リヨン大司教ルイ＝ジャック＝モーリス・ド・ボナール、ランス大司教トマ＝マリ＝ジョゼフ・グセ、アミアン司教ジャン＝マリ・ミオランという4名の高位聖職者が通信委員として加入していたことも付記しておきたい。

2. 活動内容

前節で示した通り、多くの聖職者が在籍していた芸術・記念物歴史委員会は、具体的にどのような活動を行っていたのであろうか。ここでは、先行研究ではあまり詳述されてこなかったが重要視されるべき活動を中心に検討したい。

a. 指南書の送付

芸術・記念物歴史委員会の業務には、前述の通り、全国の歴史的記念物に関する情報の収集と歴史的記念物の保存・修復に関する知識の普及という2本の柱があった。これらの両方に関わる活動として、同委員会アレテの設立を決定する公教育大臣の1837年12月18日の命令ですでに規定されていた、「宗教、芸術、もしくは歴史にとって重要な建造物の残骸、彫像、塔、聖堂、大聖堂の保存に関する指南書の提供」⁵⁸⁾が挙げられる。指南書は、「ステンドグラスの修復」⁵⁹⁾、「ガロ＝ロマン建築」、「中世の建築（「ラテン様式」と「ビザンツ様式」）」（以上、1839年）、「宗教音楽」、「中世の建築（「ロマネスク様式」と「ゴシック様式」）」（以上、1840年）⁶⁰⁾、「キリスト教図像学」⁶¹⁾、「中世の建築（軍事建築）」⁶²⁾（以上、1843年）と、1839年から1843年までテーマ別に執筆された。芸術・記念物歴史委員会は、これらの指南書によって専門用語の統一を図り、歴史的記念物の様式、部位、図像等に関する知識を通信委員に伝え、歴史的記念物の研究を促進しようとした。実際、多くの通信委員は、地元の歴史的記念物に関する情報を芸術・記念物歴史委員会に提供している。彼らの報告の概要は同委員会の審議の場で共有され、出来が良いと判断されたものはその全文が機関誌の『芸術・記念物歴史委員会出版の考古学会報』（以下、『会報』と略す）に所収された⁶³⁾。

ここで、「中世の建築（「ロマネスク様式」と「ゴシック様式」）」の指南書を例に取り、その内容を簡単に紹介したい。この指南書において、教会堂の主要部は、「アプシス、後陣もしくは聖域」、「内陣」、「身廊」、

「側廊、周歩廊、それらの聖堂」、「交差廊とそれらの聖堂」、「扉口」、「鐘楼」、「聖具室」から成ると定義され、それぞれの建築部位に関する解説が後に続く。例えば、「アプシス」の欄の冒頭は以下のように記述されている。

11世紀及び12世紀の教会堂は、古代ローマのバシリカと同様、その奥にアプシス、すなわち聖職者のための半円形空間がある。この部分は半ドームの穹窿によって建造物の主要部と結び付けられる。穹窿の上部には屋根があり、それは内陣の屋根よりもほぼ常に低い。(中略) 建造物のこの部分 [アプシス—引用者注] に、窓はもともとまったくなかったが、かなり前から1枚ないし複数枚(普通は奇数枚)の窓を設置する習慣が始まった。⁶⁴⁾

主要部の概要が淡々と示されると、次に、円柱、アーケード、バットレス、彫像等について述べられる。ここでは「中世の芸術家によってコリント式の円柱が多かれ少なかれ正確に複製された」⁶⁵⁾ 地域もあったことや、7つの形態に分類されるゴシック様式のアーケードのうち「5つは12世紀以降に、残りの2つは15世紀にのみ存在した」⁶⁶⁾ ことなどが各部位のデッサンとともに指摘されている。指南書は、部位や図像の地域的多様性やそれらの形態の変遷に焦点を置き、何に芸術的・歴史的価値が認められるかを教示するのである。また、指南書は可視的な物や事実についての説明に終始していた。先の引用のように十分な根拠や事例を示さず断定的な調子で書かれている部分は見受けられるが、著者はモンタランベールとは異なり、建築に信心を見出そうとする感性をほとんどもち合わせていなかった。目に見えず、存在する確証の得られない信心が建築に与える影響よりもむしろ、建築の特徴の解説にこだわったのである。以上の意味で指南書は、宗教的な見地からではなく科学的な観点から、読者に芸術的・歴史的価値を有する構造、部位、図像を把握させ、保存すべき記念物の判断基準を提供するある種の教科書であった。

指南書が用途や信心にほとんど関心を向けなかったことは、芸術・記念物歴史委員会の方針でもあった。『会報』の第1巻の冒頭で明示されているように、同委員会は、その使命として、時代や用途の如何を問わず「フランスの記念物すべてを目録化する」ことや、「フランス全土に

存在する我々の最も美しい国民的建造物が日々犠牲になっている、計画的な破壊及び無知に起因する損壊と修復を阻止する」⁶⁷⁾ ことなどを挙げている。また、委員長が「我々の職務は完全に無償であるが、芸術あるいは歴史研究の利益のために委員の出席が求められた場合は常に、ただの1人も欠席しなかった」⁶⁸⁾ と語っているように、芸術・記念物歴史委員会の活動の基本的な動機は「芸術あるいは歴史研究への関心」とされた。以上をまとめると、同委員会は、用途が何であれ、芸術的・歴史的価値を有する、国民にとって重要な記念物の保護を推進するために、指南書に基づく通信委員の論考を通じて、記念物についての知識を蓄積し普及しようとしていたのである。

b. 神学校での考古学の講義

神学校における考古学の講義の紹介もまた、芸術・記念物歴史委員会の活動として特筆すべきである⁶⁹⁾。同委員会にとって、宗教的記念物の管理者である聖職者への十分な知識の教授は喫緊の課題であり、特にモンタランベールはそのような意識を強くもっていた。彼は1833年の論文で、聖職者が「間違いなく修復者のうち第1位を占めている」(強調は原文)⁷⁰⁾ とし、彼らがヴァンダリスムに加担する理由を説明している。「私の認識では、再建や修繕の際に彼ら [聖職者—引用者注] が誤りに満ちた至極馬鹿馬鹿しい嗜好にどっぷり浸かってしまうのは、必要な研究が単に足りていないからにすぎない。多忙かつ人数が少ないので研究ができないのだ。この嗜好は彼らのものではない。前世紀の有害な伝統、教会財産管理委員会の要求、建築家のくだらない計画によって押しつけられたものである」⁷¹⁾、と。また、モンタランベールによれば、1837年の時点で「現在フランスには、80の神学校のうち若い聖職者に教会の歴史を教える所がおそらく5つもな」く、聖職者は「キリスト教芸術を生み出した時代の出来事や人物についての広く深い知識を欠いていた」⁷²⁾。そのために彼は、宗教的記念物を理解し評価する能力が多くの聖職者にはないと見なしていたのである。

しかし、1838年になると新たな試みが見られるようになる。モンタランベール自身が同年5月の芸術・記念物歴史委員会の審議で好意的に報告しているように、トロワの神学校が彼の「論文に感銘を受けた」同市の聖職者による「考古学の講義」の開設を決定したのである⁷³⁾。考古

学の講義は以後、芸術・記念物歴史委員会に歓迎され、それを導入した神学校が断続的に『会報』に紹介された⁷⁴⁾。合計すると、この種の講義は、1844年までに27の大神学校ないし小神学校で設けられたようである。66の司教区があり⁷⁵⁾、それぞれに1つの大神学校、1～2の小神学校が置かれていた当時の状況を考慮すると⁷⁶⁾、考古学の講義は全国に広がっていたわけではないが、少なくとも1830年代末から1840年代前半までの間にかなりの増加を達成したと言える。その背景には記念物に対する聖職者の関心が高まっていたこともあろうが、芸術・記念物歴史委員会がこの種の講義を支持し宣伝していたという事実も忘れてはならない。これらの点は同委員会の活動の特徴であり、その成果として評価すべきである。

IV. 聖職者と宗教的記念物

聖職者教育に関心をもっていた芸術・記念物歴史委員会にとって、保護すべき宗教的記念物は、前述の通り、芸術的・歴史的価値を有するものでなければならなかった。本章では、高位聖職者の通達と聖職者による考古学の解説書を取り上げ、同委員会と連携した彼らも同じような理由で宗教的記念物の保護を推進しようとしたのか、また彼らはモンタランベールと同様、宗教的記念物に「宗教的価値」を認めていたのかという問題について検討したい。

1. 宗教的記念物の保存と修復に関する高位聖職者の通達

ここで取り上げる通達は、ル・ピュイ司教ルイ＝ジャック＝モーリス・ド・ボナール、トゥール大司教オーギュスタン＝ルイ・ド・モンブラン、ボヴェ司教ピエール＝マリ・コトレが、それぞれの教区内の聖職者に対して、宗教的記念物の保護の重要性やあるべき保存・修復の方法を説いた文書である。ル・ピュイ司教の通達は1838年に出版された公教育省の機関誌に、残りの2つの通達は1840年に書かれ、『会報』の第1号に掲載されている⁷⁷⁾。結論から言えば、三者とも芸術及び歴史の観点からの記念物保護を否定することなく、宗教的見地に立った興味深い意見を提示した。

まず、聖職者が宗教的記念物の保護に参画する理由に言及したい。特

に中世の宗教的記念物を念頭に置いて、ル・ピュイ司教はこう述べている。

この運動 [宗教的記念物を保護するための運動—引用者注] が宗教的なものであれ、純粹に科学的なものであれ、我々は聖職者がこの運動に無関係なままでなければならないとは思わない。聖職者が建てた記念物を保護し気にかけることを聖職者以外の人々に全面的に委ねることはできない。これらの宗教的建造物、素晴らしい大聖堂、巨大な教会堂、非常に優美な列柱廊がフランスを覆っているのは、概して司教または修道士のおかげなのだから。(中略) 非常に美しく配列された石材は聖職における先人の信心、熱意、熱情だけを証明するのではない。それは彼らの知と嗜好を鮮やかに示す証拠である。⁷⁸⁾

ル・ピュイ司教同様、トゥール大司教にとっても、「聖職者が神の栄光と宗教の榮譽に密接に関連するテーマについて無関心であることは許されず」、中世の宗教的記念物は「我々の先人の熱意と信心を証明するだけではなく、彼らの知と嗜好を驚くべき形で示すもの」であった。それゆえに、聖職者は「歴史的・芸術的価値という世俗の行政の主な動機に留意しつつも」「それよりももっと気高い感情に導」⁷⁹⁾ かれなければならなかった。

ところで、モンタランベールは、両高位聖職者同様に宗教的記念物を信心の表象物と見なすだけでなく、「聖職者だけが受託している傑作を救済でき」「効率的かつよく知られた方法で傑作の運命に介入する力をもつ」⁸⁰⁾ とも主張している。両高位聖職者は、聖職者が宗教的記念物の保護に関わるべき存在である点でもモンタランベールと一致していたのである。

宗教的記念物を「父祖の熱烈で高潔な強い信心が我々に遺してくれた」建造物と定義するボヴェ司教も、上記2人の高位聖職者と同様の認識をもっていた。しかも彼は、「予断をもって我々の信仰を嫌う精神がキリスト教の精髓が構想した作品を賞賛した後は、宗教に従う必要性を感じるよう期待しよう」⁸¹⁾ と呼びかけ、宗教的記念物が信心を起こす手段になり得るとする。ル・ピュイとトゥールの高位聖職者はこのよう

な意味での記念物の利点について語っていないが、ボヴェ司教は信心とキリスト教芸術の間に相互の影響関係を見るモンタランベールと重なり合う意見をもっていたと言える。

3人の高位聖職者は、用途と保存・修復の関係についてはどのように考えたのであろうか。ル・ピュイ司教は「塗装」に限らず、「教会財産管理委員会が、建造物の内部により多くの光を採り入れるために、15世紀の様式で飾られた窓を、個人の邸宅にこそふさわしい十字枠のガラス窓に取り替えた」⁸²⁾ ことに苦言を呈している。

トゥール大司教は、「黄色がかった醜い塗料が塗り重ねられてどれほどの教会堂が価値を失ったか」と嘆き、「暗さを口実に、教会堂から栄光ある過去の時代の神聖な雰囲気⁸³⁾が奪われた」と非難する。彼もまた、過剰な明るさは教会堂に合わないと評価するのである。

ボヴェ司教の通達では、「教会堂に質の悪い彫像や粗雑な出来の絵画を持ち込んでも建造物を傷つけるような支障をきたさない」ものの、「この種の絵画や彫像は、信仰の感情を抱かせ瞑想へと導く代わりに、芸術の真の原理について理解している人々の嘲笑を買う場合が非常に多い」と述べられている。聖職者は「神聖な建造物」の「高貴な特徴を、すなわちそれが建てられた時代について知らしめそれを至って神聖なものにする特徴を、維持しなければならない」⁸⁴⁾ と考えられたのである。

以上のように三者は、言い回しや具体例に違いはあるが、礼拝の場としての教会堂の神聖性を損なう保存・修復方法を指摘したうえで、それを今後繰り返さないよう聖職者に注意を促していた。このような宗教的な観点からの批判や堂内にある程度の暗さを求める感性は、モンタランベールの言説の中にも見られる。高位聖職者にとっても、宗教的記念物は父祖の信心の賜物であり、人々の信心を喚起し得る機能を持ち、礼拝の場として利用されるにふさわしい神聖な建造物であった。彼らもまた、宗教的記念物に「宗教的価値」を見出していたのである。

2. 考古学に関する聖職者の解説書

最後に、考古学に関する聖職者の解説書について論じたい。この種の書は、1840年代以降いくつも書かれるが、ここで取り上げるのはその初期の2点で、芸術・記念物歴史委員会の通信委員の業績である。両書は歴史的記念物行政や同委員会の歴史的記念物の保護の方針に反対して

いたわけではないため、本節でも信心と用途に関わる部分を中心に考察する。

1つ目は、トゥール小神学校の教師で、トゥール大聖堂参事会員のジャン＝ジャック・ブラセによる『キリスト教考古学、または中世の宗教的記念物の歴史概説』⁸⁵⁾（以下、『キリスト教考古学』と略す）である。芸術・記念物歴史委員会の審議において「短く、体系的で、基礎的」かつ「考古学に関する知識をさらに広める意図をもつ」と評されたこの書は、1841年に初版が、翌年に第2版が刊行され、1843年3月の時点で7000部以上売れたようである⁸⁶⁾。最終的には8版を重ねて合計2万5000部以上が出版されたという⁸⁷⁾。

この『キリスト教考古学』においても、宗教的記念物と信心の関係に言及されている。ブラセによれば、「大聖堂を生み出したのは信心」であり、「オジヴ様式〔ゴシック様式—引用者注〕が非常に華々しい発展を遂げた時代に、信心はすべての人々の心に深い根を下ろして」いた。その時、信心に基づく「力強い活力」が、「崇高で気高く壮麗な邸宅を神のために建造することに捧げられた」⁸⁸⁾。しかし、その後、「退廃が進展するにつれ、いや、ルネサンス芸術が発展するにつれ、と言ってもいいのだが、気高さや崇高さの概念はすべて失われた。（中略）情熱や熱意が、才能を育て発展させるものすべてが失われた」。当時の建築家は「ペリクレスの時代の建造物にのみ模範を見出し、聖堂、取引所、宮殿、劇場を建造する際にはいずれにも同じプランを採用した」⁸⁹⁾からである。

さらに、ブラセは「内陣にくだらない流行を持ち込むことは冒瀆である」とし、「教会堂が祈り、瞑想、成聖の場であり、すべてが威厳、荘重さ、宗教的規範の厳しさと関わりをもっていなければならないことは忘れてはならないし、忘れさせてはならない」⁹⁰⁾と主張する。「流行」すなわち「現代の嗜好」に基づく建造や修復によって、礼拝の場に備わっているべき謹厳な雰囲気が増えかねるとして、警鐘を鳴らすのである。

以上の見解は、信心を伴わない芸術の浸透と発展によって中世のキリスト教芸術が失われると見なす点でモンタランベールを想起させる。また、礼拝の場という用途に適合する保存形態とそうでない保存形態の存在を認める点においてはモンタランベールと高位聖職者の言説に通底する。したがって、ブラセも宗教的記念物に「宗教的価値」を認識してい

ると言えよう。

2つ目は、ドンジーの司祭でヌヴェール大聖堂参事会員のオーギュスタン＝ジョゼフ・クロニエによって1845年に著された、『神学校及び学舎のための考古学提要』⁹¹⁾(以下、『考古学提要』と略す)である。『キリスト教考古学』同様、建築の特徴を時代ごとに説明するこの書は、芸術・記念物歴史委員会の審議において取り上げられず、出版部数も不明である。改版はなされず、すでに刊行されていた『キリスト教考古学』ほどの成功は収めなかったと推定されるが、宗教的記念物の保護に尽力した当時の聖職者の考えを知るうえでは『考古学提要』もまた貴重な史料である。

クロニエによれば、12世紀以降、「宗教建築は(中略)もはや信心からしか靈感を得ようとしなくなった。宗教建築は、それまで無理矢理掛けられていた軛を力強く打ち砕くと、信心が才能に及ばず支配力をやがて傑作によって明らかにした」⁹²⁾。しかし、16世紀になると「信心に制限が課されると同時に、宗教建築を純粹に幾何学的な線の中に押し込め、その建築が信心の激しさを正確に表現しないよう求められた」⁹³⁾という。クロニエにとって「異教の聖堂」たるルネサンス様式の宗教建築は、「嫌悪感」⁹⁴⁾しかもたらさない代物であり、中世の宗教的記念物、特にゴシック建築に露わであった信心とともに美を失った。このような認識はプラセと同様の感性に基づくものであろう。

また、クロニエも「父祖の信心が建てた素晴らしい記念物」が「当を得た修繕が行われず壊れかけ」ていたり、「新しくするという軽薄な口実のもとに馬鹿げた色で汚され」⁹⁵⁾たりしていると、宗教的記念物の保存状態を嘆じている。修復についての指摘はこの程度にとどまるが、クロニエも、モンタランベールが言うところの「異教的芸術」の様式ないし「現代の嗜好」に基づく修復を、宗教的記念物には似つかわしくない状態を生じさせるがゆえに許容できない方法だと評価したに違いない。

このように、『考古学提要』は、本稿で取り上げてきたカトリックの言説に追従するにとどまるものであった。しかしこのことから、モンタランベールの考えをはじめとする宗教的記念物の見方やその保存・修復方法のあり方が、ヴァンダリズムに抗おうとする一部の聖職者に肯定的に受け止められ、ある程度定着するようになったと言えるのではないか。

なお、これまで見てきたように、高位聖職者の通達及び聖職者の考古

学の解説書は、宗教的記念物に「宗教的価値」を認める点で、芸術と歴史の観点から宗教的記念物を保護しようとする芸術・記念物歴史委員会の方針と相違する。しかし、同委員会からの批判はまったくなかった。それは、彼らが記念物の芸術的・歴史的価値の重要性を否定しているわけではなく、宗教的な見地からではあってもヴァンダリズムを抑止しようとしていたからではないかと推察される。ただし『会報』では、注77で指摘した通り、1844年にも高位聖職者が同種の通達を刊行していたものの全文が掲載されず、1845年の『考古学提要』についてはそのタイトルにさえ触れられなかった。1840年代の中頃かそれまでに何らかの変化が生じていたように思われるが、この点の解明については今後の課題としたい。

おわりに

七月王政期に始動した歴史的記念物行政は、国民にとって重要な芸術的・歴史的価値を有する古い宗教建築や世俗建築を歴史的記念物として保護することを使命とした。その一方で、モンタランベールは、歴史的記念物行政と同じ観点からヴァンダリズムを非難したユゴーの意見を採用入れながらも、宗教的な見地からこれを再解釈し、同行政の外部で宗教的記念物を保護するための論陣を張った。カトリック復興を強く願っていたモンタランベールは、宗教的記念物を信心によって創造された建築と同定し、その建築に、信心を喚起する機能や礼拝の場として利用するにふさわしい神聖性といった「宗教的価値」を見出す見解を提示した。礼拝の場という用途にそぐわない保存・修復方法を明確にし、それを「洗聖」と見なしつつ、カトリックにとっての宗教的記念物のあり方を説いたのである。

高位聖職者の通達や聖職者の考古学の解説書には、モンタランベールから直接的に影響を受けた旨の記述は見られないが、彼らは、宗教的記念物の概念やそのあるべき保存・修復方法の面で、モンタランベールと意見を多分に共有していた。全国の聖職者の間でこれらのカトリックの見解がどの程度支持されるようになったかは、明らかにし難い。しかし、歴史的記念物の中央集権的管理体制の黎明期において、少なくとも一部のカトリックが、聖職者にヴァンダリズムを意識させる糸口として、宗

教的記念物の「宗教的価値」を強調していたことは注目に値する。

また、芸術・記念物歴史委員会が、カトリックの上記のような考えを全面的に肯定していたわけではなかったにせよ、それを普及するためのプラットフォームを提供したという事実は見落としてはならないであろう。多くの聖職者が所属した芸術・記念物歴史委員会は、聖職者教育を支援し、宗教的記念物の管理に関してカトリックが心得ておくべきことを全国に広めた学術団体であったのである。この点は、先行研究において注目されてこなかったが、同委員会の活動の特徴として再評価すべきである。

本稿では、内務大臣及び司法・宗務大臣の通達、モンタランベールの主張の変化、芸術・記念物歴史委員会の審議における彼の意見の受け止められ方にほとんど触れられなかった。これらの問題については、前節で取り上げた課題も含め、別稿で改めて論じる予定である。

付記

本稿は、成城大学特別研究助成「19世紀フランスにおける宗教的記念物の管理：カトリックの観点からの再検討」（2024～2025年度）の研究成果の一部である。

注

- 1) 宗教的記念物は、不動産だけでなく、内部装飾の彫刻やステンドグラス、また聖具や聖遺物箱等の動産を指す場合もあるが、本稿の考察対象は宗教建築に限定する。
- 2) Françoise Bercé, *Des monuments historiques au patrimoine du XVIII^e siècle à nos jours ou « Les égarements du cœur et de l'esprit »*, Paris, Flammarion, 2000, pp. 17-18.
- 3) 拙稿「兵舎か、聖堂か—19世紀前半におけるトゥールーズのジャコバン教会堂の用途をめぐって—」、『北九州市立大学文学部紀要』第94号、2024年、102頁。
- 4) 七月王政期において、市民建造物審議会は、概ね1831年から1834年までと1839年から1848年までが公共事業省の、1834年から1839年までが内務省の所轄である（1830年5月から1831年3月までは記録がない）。フランス国立文書館のサイトには、市民建造物審議会の担当省を時代ごとにまとめた表が載せられている。<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/chan/chan/series/pdf/histoire-administrative-batiments-civils.pdf>

(最終閲覧日は2025年8月30日)

- 5) 七月王政期の宗務行政は、1830年から1832年まで概ね公教育・宗務省に、1833年から1834年まで内務・宗務省に、1832年10月から同年12月まで及び1834年から1848年まで司法・宗務省に置かれていた。Jean-Michel Leniaud, *L'Administration des Cultes pendant la période concordataire*, Paris, Nouvelles Éditions Latines, 1988, p. 407.
- 6) Paul Léon, *La vie des monuments français : destruction, restauration*, Paris, A. et J. Picard, 1951, pp. 292-306 ; Françoise Bercé, *op. cit.*, p. 20.
- 7) Françoise Bercé, « Arcisse de Caumont et les sociétés savantes », in Pierre Nora, dir., *Les lieux de mémoire, II, La Nation, 2*, Paris, Gallimard, 1986, pp. 533-567 ; Jean-Pierre Chaline, *Sociabilité et érudition : les sociétés savantes en France, XIX^e-XX^e siècle*, Paris, Éditions du C. T. H. S., 1998 [1995].
- 8) Françoise Bercé, « Introduction », in *Lettres de Mérimée à Ludovic Vitet*, Paris, Éditions du C. T. H. S., 1998, p. 10.
- 9) Paul Léon, *op. cit.*, pp. 122-124 ; Arlette Auduc, *Quand les monuments construisaient la nation : le Service des monuments historiques de 1830 à 1940*, Paris, Comité d'histoire du ministère de la Culture, 2008, p. 74.
- 10) Jean-Yves Andrieux et Fabienne Chevallier, *Le patrimoine monumental : Sources, objets et représentations*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2014, p. 199.
- 11) Paul Léon, *op. cit.* ; Arlette Auduc, *op. cit.* ; Françoise Bercé, « Montalembert et le combat pour la défense du patrimoine », in Antoine de Meaux et Eugène de Montalembert, dir., *Charles de Montalembert : l'Église, la politique, la liberté*, Paris, CNRS Éditions, 2012, pp. 145-161 ; Jean-Yves Andrieux et Fabienne Chevallier, *op. cit.* ; 泉美知子『文化遺産としての中世：近代フランスの知・制度・感性に見る過去の保存』三元社、2013年。
- 12) Isabelle Saint-Martin, *Art chrétien / Art sacré : regards du catholicisme sur l'art, France, XIX^e-XX^e siècle*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2014. リオヤモンタランベールが高く評価したナザレ派の絵画や彼らが参画したとされる宗教画刷新運動については、以下の文献も参照。喜多崎親編『前ラファエッロ主義 過去による19世紀絵画の革新』三元社、2018年。
- 13) Catherine Brisac et Jean-Michel Leniaud, « Adolphe-Napoléon Didron ou les media au service de l'art chrétien », *Revue de l'art*, t. 77, 1987, pp. 33-42 ; 泉美知子「近代的修復時代の幕開け—1830～1840年代フランスにおける中世考古学と保存論」、『國學院大學紀要』第53巻、2015年、1-27頁。
- 14) 本章の初めからここまでは、概ね以下の文献に依拠している。上垣豊「カトリック復興」、谷川稔、渡辺和行編『近代フランスの歴史—国民国家

- 形成の彼方に一』ミネルヴァ書房、2006年、114-115頁。長井伸仁「改新と変動の半世紀—復古王政から第二帝政まで」、平野千果子編『新しく学ぶフランス史』ミネルヴァ書房、2019年、113-139頁（特に「2. 霊性の時代」、125-130頁）。
- 15) Dominique Barjot et Jean-Pierre Chaline, « Démographie et société », in Dominique Barjot, Jean-Pierre Chaline et André Encrevé, *La France au XIX^e siècle: 1814-1914*, 2^e édition, Paris, Presses Universitaires de Paris, 2008, p. 52 et p. 57.
 - 16) André Encrevé, « La vie religieuse, 1815-1914 », in Dominique Barjot, Jean-Pierre Chaline et André Encrevé, *op. cit.*, p. 235.
 - 17) André Encrevé, *op. cit.*, p. 242.
 - 18) Gérard Cholvy, *Christianisme et société en France au XIX^e siècle : 1790-1914*, Paris, Éditions du Seuil, 1997, p. 65.
 - 19) André Encrevé, *op. cit.*, p. 243.
 - 20) Charles Forbes de Montalembert, « Notre-Dame de Paris, par Victor Hugo (1831) », in *Œuvres de M. le comte de Montalembert. L'un des quarante de l'Académie française. Tome Sixième. Art et littérature. Mélanges d'art et de littérature*, Paris, Jacques Lecoffre, 1861, p. 408.
 - 21) *Ibid.*, pp. 408-410.
 - 22) Charles Forbes de Montalembert, « Du vandalisme en France : Lettre à M. Victor Hugo », *Revue des Deux Mondes*, 2^e série, vol. 1, 1^{er} mars 1833, pp. 478-479.
 - 23) *Ibid.*, p. 523.
 - 24) *Ibid.*, p. 523.
 - 25) Victor Hugo, « Note ajoutée à la huitième édition (1832) », *Notre-Dame de Paris*, t. 1, Paris, Eugène Renduel, 1836, p. 10 ; ユゴー『ノートル＝ダム・ド・パリ（上）』（辻昶、松下和則訳）岩波書店、2016年、16頁。本稿では、同書の訳文を参照しつつ、部分的に改変している。*Notre-Dame de Paris* からの引用については、以下の訳文もすべて同様。
 - 26) このような認識は歴史的記念物委員会にも共有されていた。Arlette Auduc, *op. cit.*, p. 79.
 - 27) Charles Forbes de Montalembert, « De l'état actuel de l'art religieux en France », *Revue des Deux Mondes*, 4^e série, vol. 12, 1^{er} décembre 1837, p. 592 ; « Séance publique annuelle du 2 août 1837 », *Mémoires de la Société des antiquaires de Normandie*, 2^e série, vol. 1, année 1837, 1838 et 1839, 1840, p. XLII.
 - 28) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1833, p. 484.
 - 29) Institut de France, *Dictionnaire de l'Académie française*, Sixième édition,

- t. 2, Paris, Imprimerie et librairie de Firmin Didot Frères, 1835, p. 645.
- 30) このように2つの語にはニュアンスに違いがあるが、本稿では *restauration* を定訳である「修復」と訳す。
- 31) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1837, p. 600.
- 32) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1833, p. 502.
- 33) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1837, p. 596 ; Charles Forbes de Montalembert, « Le vandalisme en 1838 », *Revue des Deux Mondes*, 4^e série, vol. 16, 15 novembre 1838, p. 522.
- 34) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1837, p. 596.
- 35) *Ibid.*, p. 600.
- 36) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1837, p. 593.
- 37) Charles Forbes de Montalembert, « Chambre des pairs de France. Discours sur le vandalisme dans les travaux d'art dans la discussion générale du projet de la loi relatif aux crédits supplémentaires des exercices de 1846 et 1847. Séance du 26 juillet 1847 », in *Œuvres de M. le comte de Montalembert...*, *op. cit.*, p. 315.
- 38) *Ibid.*, p. 314.
- 39) Victor Hugo, *Notre-Dame de Paris*, t. 1, Paris, Charles Gosselin, 1831, p. 206 ; ユゴー『ノートル＝ダム・ド・パリ（上）』（辻昶、松下和則訳）岩波書店、2016年、222頁。
- 40) Victor Hugo, *op. cit.*, p. 208 ; ユゴー、前掲書、224頁。
- 41) Victor Hugo, *op. cit.*, pp. 208-209 ; ユゴー、前掲書、225頁。
- 42) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1838, p. 527.
- 43) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1833, p. 483.
- 44) *Ibid.*, p. 492.
- 45) *Ibid.*, pp. 500-501.
- 46) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1847, p. 306 ; 拙稿、前掲、113-114頁。
- 47) 拙稿、前掲、115頁。
- 48) « Arrêté du ministre. Composition du personnel des cinq comités historiques (18 décembre 1837) », *Journal général de l'instruction publique et des cours scientifiques et littéraires* [以下、*JG* と略す], vol. 7, n° 46, mercredi 27 décembre 1837, p. 268. 芸術・記念物歴史委員会は、1834年7月18日に創設された「未刊行史料の調査・出版委員会 (Comité chargé de diriger les recherches et la publication de documents inédits)」をはじめとする、歴史研究に携わるいくつかの委員会が、1837年12月18日の命令^{アレテ}（注58参照）によって分野別に改組されて設立された5つの委員会のうちの1つであった。

- 49) « Première séance. Samedi 16 janvier 1847 », *Bulletin archéologique publié par le Comité historique des arts et monuments* [以下、BA と略す], t. 4, 1847-1848, pp. 181-190. この後に言及する 1847 年の委員についても、すべてこの史料に依拠している。
- 50) « Séance du mercredi 13 juin 1838 », *JG*, vol. 8, n° 5, mercredi 16 janvier 1839, p. 27.
- 51) Jean-Michel Leniaud, *Les cathédrales au XIX^e siècle : étude du service des édifices diocésains*, Paris, Economica, 1993, pp. 85-86.
- 52) 1848 年 10 月 29 日には、公教育・宗務省の役人（宗務局長）が歴史的記念物委員会の委員に任命されている。Arlette Auduc, *op. cit.*, p. 573.
- 53) パリ非在住会員は、1838 年 1 月 23 日の審議で初めて任命された。「Comité historique des arts et des (*sic*) monuments », *JG*, vol. 7, n° 56, mercredi 31 janvier 1838, p. 322.
- 54) « Première séance. Mercredi 10 janvier 1844 », *BA*, t. 3, 1844-1845, p. 2.
- 55) 国内の通信会員は、パリ非在住会員同様に、1838 年 1 月 23 日の審議で初めて任命された。「Comité historique des arts et des (*sic*) monuments », *op. cit.*, p. 322.
- 56) « Histoire et composition du comité », *BA*, t. 1, 1^{ère} partie, 1843, pp. 6-11. この後に言及する 1840 年の委員についても、すべてこの史料に依拠している。
- 57) Jean-Pierre Chaline, *op. cit.*, p. 218.
- 58) « Arrêté portant organisation de cinq comités historiques (18 décembre 1837) », in Xavier Charmes, *Le Comité des travaux historiques et scientifiques (histoire et documents)*, t. 2, 1886, p. 63.
- 59) Albert Lenoir, « Instruction sur la restauration des vitraux », *JG*, vol. 8, n° 37, mercredi 8 mai 1839, pp. 268-269.
- 60) 以上の指南書 4 篇は *Instructions du Comité historiques des arts et monuments. Architecture gallo-romaine et architecture du Moyen Âge par MM. Mérimée, Albert Lenoir, Auguste Leprévost et Lenormant, membre du comité. Instructions sur la musique par M. Botté de Toulmon, membre du comité*, Paris, Imprimerie impériale, 1857 にまとめて所収されている。
- 61) Adolphe-Napoléon Didron, *Iconographie chrétienne. Histoire de Dieu*, Paris, Imprimerie royale, 1843.
- 62) Prosper Mérimée, Albert Lenoir, *Instructions du Comité historique des arts et monuments. Architecture militaire*, Paris, Imprimerie impériale, 1843.
- 63) これらの報告の内容、文体、体裁は、研究の成果を執筆する際に参照すべき「手本」として通信委員に共有されたと考えられる。例えば、Robert, « Notice sur l'église de Limours », *BA*, t. 1, 2^e partie, 1843, pp. 146-149;

- Charles de Linas, « Notice sur un chaperon représentant le Jugement dernier en broderie », *BA*, t. 4, 1847-1848, pp. 481-483 など。
- 64) *Collection de documents inédits sur l'histoire de France publiés par ordre du roi et par les soins du ministre de l'Instruction publique. Instructions du comité historique des arts et monuments*, Paris, Imprimerie royale, 1840, pp. 7-8. なお、この指南書は注 60 で挙げた史料に所収されているものと同一である。
- 65) *Ibid.*, p. 31.
- 66) *Ibid.*, p. 43.
- 67) « Histoire et composition du comité », *op. cit.*, p. 12.
- 68) Adrien de Gasparin, « Rapport à M. de Salvandy, ministre de l'Instruction publique, sur les travaux du Comité des arts et monuments pendant la Session de 1838 », *BA*, t. 1, 1^{ère} partie, 1843, p. 36.
- 69) 考古学 (archéologie) は、主たる研究対象を記念物とする学問領域である。同時代の辞書においても、archéologie には「過去の時代の記念物に関する科学 (Science des monuments de l'antiquité)」の意が充てられている (Institut de France, *op. cit.*, t. 1, p. 98.)。よって、「記念物学」という訳語の方が適切かもしれないが、聞き慣れないため、慣例に倣い archéologie はすべて「考古学」と訳す。ちなみに、現代のフランス語でも archéologie は、遺跡等の出土品を用いて考察・分析する研究にとどまらず、「古物、特に芸術や過去の時代の記念物に関する科学 (Science des choses anciennes, et spécialement des arts et monuments antiques.)」 (*Le Petit Robert. Dictionnaire alphabétique et analogique de la langue française*, Paris, Dictionnaires Le Robert, 2024, p. 132.) を意味する語である。
- 70) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1833, p. 502.
- 71) *Ibid.*, p. 507.
- 72) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1837, p. 611.
- 73) « Séance du 30 mai 1838 », *JG*, vol. 7, n° 95, samedi 16 juin 1838, p. 607. この報告を受けて、委員長のアドリアン・ド・ガスパランは、期待を込めて以下のように述べている。「数年後には国民考古学の講義をもたない神学校はフランスには存在しなくなるだろう。教会堂について見識をもって教授できない聖職者はいなくなるだろう。この推進力のイニシアティブを取るのには芸術・記念物歴史委員会である」。Adrien de Gasparin, *op. cit.*, p. 27. なお、ここでは「国民考古学 (l'archéologie nationale)」の表現が用いられているが、講義の題目は「考古学」、「キリスト教考古学 (l'archéologie chrétienne)」、「宗教考古学 (l'archéologie religieuse)」など、神学校によって様々であった。
- 74) 例えば、以下の史料では、オッシュの小神学校における考古学の講義の開設が伝えられている。「Troisième séance. Mercredi 26 février [1840]»,

- BA*, t. 1, 1^{ère} partie, 1843, p. 124.
- 75) *Almanach royal et national pour l'an M DCCC XLIV, présenté à Leurs Majestés et aux princes et princesses de la famille royale*, Paris, A. Guyot et Scribe, 1844, pp. 329-340.
- 76) Claude Langlois, « Le temps des séminaristes. La formation cléricale en France aux XIX^e et XX^e siècles », *Problèmes de l'histoire de l'éducation. Actes des séminaires organisés par l'École française de Rome et l'Università di Roma-la Sapienza (janvier-mai 1985)*, Rome, École française de Rome, 1988, p. 233.
- 77) 高位聖職者の通達は、宗教的記念物の保存・修復方法等について聖職者と識者が審議する「考古学委員会」の創設の決定を伝えるものも含めると、1843年1月11日までに合計6大司教区と17司教区において送付されたという。「Première séance. Mercredi 11 janvier 1843 », *BA*, t. 2, 1842-1843, pp. 399-400. なお1843年以降は、「受領した著作」の欄で、1844年に刊行されたボルドー大司教及びヌヴェール司教の通達のタイトルに言及されるのみである。「Dixième Séance. Mercredi 8 mai 1844 », *BA*, t. 3, 1844-1845, p. 169.
- 78) « Extrait de la circulaire adressée par Monseigneur l'évêque du Puy à MM. les curés, desservants, aumôniers, etc., de son diocèse. (Au Puy, le 1^{er} novembre 1838) », *JG*, vol. 7, n° 150, samedi 22 décembre 1838, p. 1034.
- 79) « Première séance. Dimanche 6 décembre 1840 : Lettre circulaire de M^{gr} l'archevêque de Tours à MM. les curés de son diocèse », *BA*, t. 1, 2^e partie, 1843, pp. 39-41.
- 80) Charles Forbes de Montalembert, *op. cit.*, 1833, p. 506.
- 81) « Deuxième séance. Mercredi 23 décembre 1840 : Circulaire archéologique de M^{gr} l'évêque de Beauvais », *BA*, t. 1, 2^e partie, 1843, p. 103.
- 82) « Extrait de la circulaire adressée par Monseigneur l'évêque du Puy... », *op. cit.*, p. 1034.
- 83) « Première séance. Dimanche 6 décembre 1840 : Lettre circulaire de M^{gr} l'archevêque de Tours à MM. les curés de son diocèse », *op. cit.*, p. 43.
- 84) « Deuxième séance. Mercredi 23 décembre 1840 : Circulaire archéologique de M^{gr} l'évêque de Beauvais », *op. cit.*, pp. 103-104.
- 85) Jean-Jacques Bourassé, *Archéologie chrétienne, ou précis de l'histoire des monuments religieux du moyen âge*, Tours, A. Mame, 1841.
- 86) « Cinquième séance. Mercredi 8 mars 1843 », *BA*, t. 2, 1842-1843, p. 507.
- 87) Pierre Leveel, « Les "grands ancêtres" de la Société archéologique de Touraine », *Bulletin trimestriel de la Société archéologique de Touraine*, t. 42, année 1990, 1991, p. 61.
- 88) Jean-Jacques Bourassé, *op. cit.*, pp. 217-218.

- 89) *Ibid.*, pp. 301-302.
- 90) *Ibid.*, p. 309.
- 91) Augustins-Joseph Crosnier, *Éléments d'archéologie à l'usage des séminaires et des maisons d'éducation*, Tours, A. Mame, 1845.
- 92) *Ibid.*, pp. 122-123.
- 93) *Ibid.*, pp. 155-156.
- 94) *Ibid.*, pp. 157-158.
- 95) *Ibid.*, pp. 5-6.